

### 消防庁長官表彰 受章

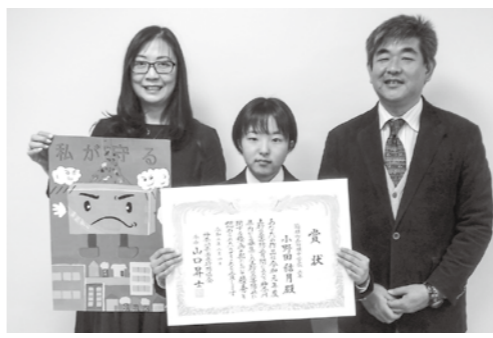


町消防団副団長の勝俣俊弘さん（仙石原）、野沢龍さん（須雲川）が、永年にわたり消防の発展に寄与した功労が認められ、3月4日、消防功労者消防庁長官表彰永年勤続功労章を受章されました。  
また、台風19号の影響による集中豪雨に際し、昼夜にわたり水防活動、住民への避難誘導等を行い、被害の軽減に

貢献した功績により、3月9日、町消防団（佐須英行団長）が、防災功労者消防庁長官表彰を受章されました。

### 神奈川県治水砂防 協会長賞受賞

土砂災害防止に対する理解と関心を深めるため、全国小中学校を対象に毎年実施されている、絵画・作文の募集において、小野田結月さん（箱根中学校2年）が絵画（中学生）の部で神奈川県治水砂防協会長を受賞し、2月28日、同校にて表彰されました。



先生方と小野田さん

### 令和元年度箱根町 教育委員会表彰

箱根町の教育に貢献のあった個人および団体並びに他の模範と認められる方を表彰し、教育の振興を図ることを目的としています。

今回表彰された方とその功績は、次のとおりです。（敬称略）

- ◎高橋 典之（仙石原）  
永年にわたり町子ども会活動に尽力するとともに、同会の発展に寄与した功績
- ◎磯崎 きみ子（仙石原）  
永年にわたり仙石原小学校交通ボランティアとして児童の安全確保に尽力した功績
- ◎伊藤 綾子（小田原市）  
永年にわたり地域の文化・芸術の普及に寄与した功績
- ◎東 仁美（小田原市）  
町立小学校職員として勤務し、文部科学大臣表彰を受賞する等、教職員として他の模範となる功績



### 金時公園のトイレの 供用開始

老朽化のため、建て替え工事を行っていた金時公園（仙石原）のトイレがこのほど完成し、2月27日から新しいトイレの供用を開始しました。  
新しいトイレは、より地域の魅力向上に資する施設として、地域の活性化につなげることを目的として、そのデザインを大人気アニメのエヴァンゲリオンとコラボレーションしたものとしました。



照会先 都市整備課  
☎8519566

### 仙石原公園に新しい 遊具を設置しました

このたび、仙石原公園（仙石原）にすべり台、クライミング遊具、うんていなどを備えた複合遊具を設置しました。



この複合遊具は、仙石原小学校の児童の皆さんの投票により選ばれたものです。  
お子さんの放課後や休日の遊びにぜひ利用してください。

照会先 都市整備課  
☎8519566



### 国民健康保険の 減免制度について

国民健康保険では、震災や風水害といった災害で被災した場合や、失業などにより所得が前年に比べて著しく減少した場合に、保険料の軽減・減免および医療機関などの窓口で支払う一部負担金の支払いを猶予または減免する制度があります。

保険料や一部負担金の支払いが著しく困難となっている場合は、ご相談ください。

### 【非自発的失業者に係る保険料の軽減措置】

非自発的失業（離職）により国民健康保険に加入する方の保険料を、失業（離職）か

ら一定期間、前年の給与所得を100分の30として算定し、賦課します。

※給与所得以外や、同じ世帯に属する他の被保険者の所得は、通常どおり算定されます。なお、確定申告などをされていない方で、所得が確定していない方は軽減となりません。

- ◎対象 次の全ての要件を満たしている方
- ◎離職時点で65歳未満であること（離職日が65歳を迎える誕生日の前々日まで）
- ◎雇用保険受給資格者証を持つっており、特定受給資格者（離職理由コード11・12・21・22・31・32）または特定理由（離職理由コード23・33・34）に該当していること

33・34）に該当していること

### 夜間・休日窓口開設 住民異動、マイナンバー などの 手続きができます！

日時 4月4日(土) 8時30分～17時15分  
4月8日(水)・22日(水)17時15分～17時15分  
場所 役場本庁舎2階総務防災課町民係  
取扱事務 ◎マイナンバーカードの申請・交付（顔写真撮影サービス・郵送交付可能）  
◎電子証明書の更新・再発行  
◎マイキーID設定支援  
◎転入・転出などの住民異動届、証明書等の発行  
◎印鑑登録、証明書の発行  
◎戸籍証明書の発行  
※4月8日(水)・22日(水)については、マイナンバーカード事務のみの取扱いとなります。  
※詳細は問い合わせください。  
照会先 総務防災課（町民係）☎85-7160

### 国民年金保険料学生納付 特例制度の案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限一年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であること

所得の目安 118万円＋（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年

度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望の場合は、必要事項を記入の上、返送してください。

### ◆国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和元年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等を印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送することになります。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。

照会先 小田原年金事務所  
☎046512211391